

提出書類チェックシート

- * 提出書類について欠落がないかチェックの上、本状も提出願います。
本チェックシートは、応募 1 件につき 1 枚のシートでチェックして下さい。

プログラム	若手任期付研究員支援
-------	------------

研究課題名	
-------	--

事務書類	
提出資料チェックシート（本用紙） 提案書受領通知はがき 1 枚（メール送付の場合は不要） フロッピーディスク 1 枚（メール送付の場合は不要）	本用紙 切手貼付済み官製葉書 様式 4 - 1 を保存

提案書類（日本語で記入）	
表紙 1 枚 提案書 1 枚 研究課題構想・概要 1 枚 研究課題構想・詳細 研究体制 業務年次計画表・所要経費概算 研究者データ 所属機関の取組みについて 在職証明書 「大学の教員の任期に関する規則」について 辞令の北 1 等、在職証明書を客観的に裏付ける資料 所属大学等の「教員の任期に関する規則」	（様式任意） 様式 4 - 1 様式 4 - 2 様式 4 - 3 様式 4 - 4 様式 4 - 5 様式 4 - 6 及び別紙 様式 4 - 7 様式 4 - 8 様式 4 - 9（私大のみ） （大学、大学共同利用機関等のみ）

全てA4版とし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成、記入して下さい。

表紙には、プログラム名、研究課題名、提案者名・所属機関名を記載して下さい。
提案書類には通し番号（表紙から 1 / とし、以降 2 / 、 3 / とする通しページ）を右下に必ず打って下さい。

上記の提案書類については、それぞれ左肩をクリップ止めにして、4部提出願います。なお、その際に両面コピーは認められません。

様式 4 - 3 から 4 - 7 については、特に枚数に制限はありませんが、できるだけ簡潔かつ明瞭をお願いします。

(様式4 - 1)

提案書
(若手任期付研究員支援)

1 提案者等

提案者 (任期付研究員)	ふりがな 提案者名		生年月日	西暦19 年 月 日 (歳) * 2003年4月1日現在の年齢	
	機関・所属部署名		役職名		
	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - -			
		TEL.	FAX.		
		E-mail:			
所属機関 の産学官	所属機関が「学」「官」のいずれに該当するか記入して下さい。 (大学等=「学」、独法、国研=「官」)		エフォート(年間全仕事を100%とした際の当該 研究に割く時間配分率) %		
所属機関 事務連絡 担当者 <small>(当該担当者に審査結果等 全ての連絡をいたします)</small>	ふりがな 担当者名		役職名		
	機関・所属部署名				
	事 務 連 絡 先 <small>(当該連絡先に審査結果等全 ての連絡をいたします)</small>	〒 - 県 市 町 - -			
		TEL.	FAX.		
E-mail:					

2 提案課題

課 題 名	(課題名は20字以内とし、サブタイトルは付けないこと。また、提案後、課題名の変更は原則として認めない。)		
主分野	別紙1より1つ記入願います	キーワード	別紙2より該当するものを(複数可)選択して記入願います
副分野	別紙1より1つ記入願います(上記と同じでも構いません)		

3 業務実施予定期間
平成15年8月 ~ 平成 年 月まで

財務省の承認日(8月目途)から業務開始の予定

4 所属機関における任用期間
平成 年 月 ~ 平成 年 月

5 経費の見込額(概算)(間接経費を除く)
初年度 百万円、総額 百万円

(別紙1)

研究開発分野の分類

(平成13年3月30日閣議決定された科学技術基本計画に基づく分類)

1	ライフサイエンス分野
2	情報通信分野
3	環境分野
4	ナノテクノロジー・材料分野
5	エネルギー分野
6	製造技術分野
7	社会基盤分野
8	フロンティア分野

(別紙2)

キーワード

遺伝子
蛋白質
脂質
細胞・組織
生体機能利用
脳・神経
植物
ウイルス
進化
プロテオーム
移植・再生医療
再生医学
農林水産物
バイオテクノロジー
癌
循環器・高血圧
感染症
老化
バイオ関連機器

フォトニクスネットワーク関連技術
有線アクセス技術
移動体通信技術
暗号・認証等技術
高信頼性ネットワーク技術
ハイパフォーマンス・コンピュータ技術
アルゴリズム
可視化技術
記憶方式
大規模ファイルシステム技術
画像・文章・音声等認識技術
自動タプ付け技術
エージェント技術
ソフトウェア関連効率化・安定化技術
コンテンツ・アーカイブ技術
デバイス設計・製造プロセス技術
先端機能デバイス技術
ディスプレイ技術

水循環
長寿命化技術
環境対応技術
建設マネジメント
国際貢献
交通安全
高度道路交通システム
交通需要マネジメント
電子航法

ロケット
宇宙往還機
無重力実験
宇宙飛行
惑星探査
宇宙科学
海洋探査
海洋資源
海洋生態
大陸棚

哲学
社会学
文化人類学
文学
経済学

ゲノム
糖
核酸
生体分子
発生・文化
動物
微生物
行動学
情報工学
トランスショナルリサーチ
医療・福祉
食品
組み換え食品
痴呆
糖尿病
アレルギー・ぜんそく
脳神経疾患
薬剤反応性

先端の通信技術
インターネット高度化技術
衛星利用ネットワーク技術
セキュア・ネットワーク技術
著作権・コンテンツ保護技術
デジタル・コンテンツ技術
モデル化技術
解析・評価技術
データストレージ技術
マルチメディアインターフェイス技術
多言語処理技術
バーチャリアリティ技術
スマート情報システム技術
ディレクトリ・情報検索技術
システムナレッジ技術
高密度実装技術
低消費電力・高エネルギー密度技術

延命化技術
コスト削減技術
建設機械
国際協力
地理情報システム
次世代交通システム
走行支援道路システム
輸送機器
管制

人工衛星
宇宙輸送インフラ
衛星通信
地球観測
天文
海洋科学
海洋利用
深海環境
大深度地下
極地

心理学
教育学
史学
法学

リモートセンシング
大気圏現象
土壌圏現象
環境質定量化・予測
有害化学物質
廃棄物再資源化
水質汚濁・土壌汚染防止・浄化技術
公害防止技術・対策技術
環境調和型農林水産技術
政策研究

磁気記録
超高速情報処理
走査プローブ顕微鏡技術
量子ドット
量子井戸
分子機械
トンネル現象
DNAコンピュータ
強相関エレクトロニクス
量子封じ込め
量子認識
高性能レーザー
高効率太陽光発電材料・素子
光スイッチ
微小共振器
ナノコンタクト
MBE、エピタキシャル

エネルギー全般
原子力エネルギー
太陽光発電
地熱
コージェネレーション
バイオマス
省エネルギー
エネルギー効率化技術
地球温暖化ガス排出削減
水素
LNG車

超精密計測技術
精密研磨技術
マイクロマシン
高速プロトタイプング技術
射出成型技術
高速伝送回路設計技術
バーチャリアリティ技術
複数企業共同生産システム
低コスト化指向製造システム

自然災害
制震技術
防災
救命
非常時通信
リアリティマネジメント
国土整備
都市整備

モニタリング（リモートセンシング以外）
水圏現象
生物圏現象
環境変動
廃棄物処理技術
大気汚染防止・浄化技術
環境分析技術
生態系修復・整備技術
環境調和型都市基盤・建築技術

半導体超微細化
原子分子処理
量子細線
超格子
ナノマシン
量子コンピュータ
スピントロニクス
ナノチューブ・フラーレン
自己組織化
少数電子素子
超伝導材料・素子
量子ビーム技術
フォトニクス結晶
テラヘルツ/赤外材料・素子
超分子化学

再生可能エネルギー
太陽電池
風力
廃熱利用
メタンハイドレード
天然ガス
新エネルギー
二酸化炭素排出削減
燃料電池
電気自動車
ハイブリッド車

光源技術
プラズマ加工技術
精密部品加工技術
高速組立成型技術
微細接続技術
ヒューマンマテリヤル生産
品質管理システム

耐震技術
免震技術
減災
消防
危機管理
国土開発
国土保全
水資源

(様式 4 - 2)

研究課題構想・概要 (A 4 用紙 1 枚まで)

研究課題名 「 」
提案者名 「 」
所属機関名 「 」

研究の目標・概要

- 1 . 目標
 - ・期待できる研究成果を時系列に記述
研究開始後 1 年目の目標
研究開始後 2 年目の目標
研究開始後 3 年目の目標
・ . . .
- 2 . 内容
 - ・研究の内容について、手法も含め簡潔に記述
- 3 . 新規性・独創性
 - ・従来の研究にない新規性を具体的に記述
- 4 . 必要性
 - ・研究開発を (早急に) 開始すべき必要性について具体的に記述
- 5 . 他の競争的資金等には馴染まない理由

諸外国の現状等

- 1 . 現状
 - ・同様の分野における諸外国の研究 (個別機関毎は不要) の現状を記述
- 2 . 我が国の水準
 - ・同様の分野における諸外国と我が国との比較を具体的 (遅れているのか、進んでいるのか等) に記述

研究の進展及び成果がもたらす利点

- 1 . 世界の水準との関係
 - ・世界で初めての技術を開発することになる等、研究が進展すると世界水準との関係でどのような (具体的な) 利点があるのかを記述
- 2 . 波及効果
 - ・研究進展による科学技術及び社会経済の活性化への寄与度は高いか
 - ・研究成果の技術的・資料的ニーズについて具体的に記述

(様式 4 - 3)

研究課題構想・詳細

研究課題名 「 」
提案者名 「 」
所属機関名 「 」

以下の項目毎に整理して記述して下さい。

- 1．研究の目標について
- 2．研究計画・内容（手法も含む）について
- 3．研究の新規性・独創性について
- 4．研究の必要性・緊急性について
- 5．研究の水準について
- 6．研究の波及効果について

7．生命倫理・安全面への配慮について

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律の特定胚に該当する研究、ヒト胚性幹細胞（ES 細胞）に関する研究、組換え DNA 実験が含まれる研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、遺伝子治療臨床研究、疫学研究等国の指針等が存在する研究が含まれている研究を計画している場合は、各指針等に照らし、当該研究が倫理面・安全対策面等において問題がないと判断した理由について詳しく記載して下さい。

また、動物その他を用いる研究が計画されている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、倫理面及び安全対策への配慮に関し、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮等を中心にその状況を記載した上で、倫理面・安全対策面等において問題がないと判断した理由について記載して下さい。

(様式 4 - 5)

業務年次計画表・所要経費概算

研究課題名 「 」
 提案者名 「 」
 所属機関名 「 」

研 究 項 目	1 5 年 度	1 6 年 度	1 7 年 度	以下最終年 度まで一年 毎に記入	計
例) (1) . . . に関する 研究	←→ 10(百万円)				1 0
. . . の設置 . . . の分析	(6) (4)				
(2) . . . の開発		←→ 12 (百万円)	15(百万円)	8(百万円)	3 5
. . . の試作 . . . の改良 . . . の分析		(12)	(10) (3) (2)		
(3) とりまとめ				←→ 6(百万円)	6
. . . の招へい 報告書の作成				(4) (2)	
(4)					
	1 0	1 2	1 5	1 4	5 1

注) 所要経費(間接経費を除く)について、()書きで大まかな内訳を記入すること。

(様式 4 - 6)

研究者データ
(提案者について作成)

ふりがな 氏名			生年月日	西暦19 年 月 日 (歳) * 2003年 4 月 1 日現在の年齢
所属機関	ふりがな 所在地	〒 - 県 市 町 - - Fax. E-mail:		
	機 関 名 所属部署		役 職 名	
研究歴	最終学歴	昭和 年 大学 学部卒業		
	学位	昭和 年 博士号 (学) 取得 (大学)		
	主な職歴 と 研究内容	(記入例) 昭和 年 ~ 年 大学 学部助手 について研究 昭和 年 ~ 年 大学 学部 研究員 に関する研究に従事 昭和 年 ~ 年 大学 学部教授 について研究		
1 年間の全研究時間数		平均 毎月 時間 × ヶ月		
他制度で の助成等 の有無 (申請中 も含む) 各制度の 事業に割 り当てる 研究時間 割合 (%) (年間全仕事時間 を100%とした 際の当該研究に割 く時間配分率)	本事業	科学技術振興調整費 若手任期付研究員支援 ・ 研究期間、見込み経費額		%
	各省の 競争的資金	(科学研究費補助金、厚生科学研究費補助金) ・ 制度名、研究期間、助成金額、課題名 ・ 本事業との仕訳、関連性		%
	特殊法人によ る競争的資金	(学振、NEDO、生研機構、医薬品機構、通 信・放送機構、運輸施設整備事業団、JST) ・ 制度名、研究期間、助成金額、課題名 ・ 本事業との仕訳、関連性		%
	その他競争的 資金	(上記の他、研究者が競争的な環境から獲得す ることができる外部資金のうち、申請中のも のを含め年間 1,000 万円以上の研究助成を受 ける場合について) ・ 制度名、研究期間、助成金額、課題名 ・ 本事業との仕訳、関連性		%
	経常的研究 等	・ 研究内容		%
研究成果等に関する情報		必要に応じ、別紙に記載のこと		

* 既に応募している競争的資金制度のみならず、現在、応募しようとしている競争的資金制度についても、幅広く記載すること。「応募中」、「申請中」の場合にはその旨を記載すること。

(様式4 - 6・別紙)

研究成果等に関する情報

1. 論文・著書等

・提案課題の内容に限ることなく、これまでに発表した論文(査読制度のあるジャーナル掲載に限る)著書(教科書、学会抄録、講演要旨は除く)等を新しいものから順に発表年次をさかのぼって記入すること。

・主要なものを選定し、1ページ以内に収めて下さい。

論文

(タイトル、論文名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年(西暦))

著書

(タイトル、著者、著書名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年(西暦))

学協会誌等

(タイトル、著者、学協会誌等名、巻(号)、最初と最後の頁、発表年(西暦))

2. 特許等(申請中のものについては内数として括弧内に記載)

国内特許	件(件)	国外特許	件(件)
------	-------	------	-------

・主要な特許について、特許名、特許番号、取得または出願年月日を記入して下さい。

3. 受賞歴、表彰歴

・主要なものについて、年月、受賞名等を記入して下さい。

(様式4 - 7)

本様式は所属機関において作成してください。

所属機関の取組みについて

研究課題名	「	」
提案者名	「	」
所属機関名	「	」

以下の項目毎に整理して記述して下さい。

1. 若手研究者の創造性・自立性の向上に係る機関の取組について

・当該研究者に係ることのみならず、機関全体で取り組んでいる状況について記述して下さい。

2. 当該任期付研究員(提案者)に期待する効果について

(様式 4 - 8 -) 大学、大学共同利用機関等、「大学の教員等の任期に関する法律」適用機関の様式

在 職 証 明 書

氏 名
生 年 月 日 昭和 年 月 日 (歳)
所属及び身分 研究科 任期付 (助手、助教授等)

上記の者は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 8 2 号）第 4 条第 1 項第 号（注 1）に規定する事由により任用された任期付教員（注 2）として、本学（又は研究所）に下記の任期により在職していることを証明する。

記

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 1 5 年 月 日

学校法人 学園

理 事 長

(印)(注 3)

(注 1)

「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期付任用に当たっては、当該任期付教員が同法第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号のいずれかの事由に該当していることが必要です。

(注 2)

任期付研究員であるための要件については、補足説明「提案資格(応募資格)について」を参照してください。

(注 3)

基本的には、任命権者(学長、理事長等)の氏名及び公印をお願いします(やむを得ない場合には、学部・研究科長又は人事担当部課長相当職以上の方の氏名及び公印でも可)。

(様式 4 - 8 -) 国立試験研究機関等(独立行政法人研究機関を含む)の「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」適用機関の様式

在 職 証 明 書

氏 名
生 年 月 日 昭和 年 月 日(歳)
所属及び身分 研究部門 任期付研究員

上記の者は、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号)第3条第1項第2号の規定により採用された任期付研究員として、本研究所に下記の任期により在職していることを証明する。

記

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成15年 月 日

独立行政法人 研究所

理 事 長

(印)(注2)

(注1)

任期付研究員であるための要件については、補足説明「提案資格(応募資格)について」を参照してください。

(注2)

基本的には、任命権者(所長、理事長等)の氏名及び公印をお願いします(やむを得ない場合には、人事担当部課長相当職以上の方の氏名及び公印でも可)。

本様式は所属機関において作成してください
 (様式4-9) 私立大学からの提案者(応募者)のみ提出

「大学の教員の任期に関する規則」について

事 項	責 学 の 対 応
名 称	
制定年月日	
制定権者	
規則中に以下の記載があるか 任期付教員が置かれる教育研 究組織名 任期付教員の職名 任期 再任の可否その他再任に関す る事項	
同規則の制定・改訂に当たり、学 長の意見を聴く手続きが採られて いるか	(記入例) 本学では、学校法人の理事長は学長を兼 ねている。 学長が理事会の一構成員として、理事会 の場で意見を述べる立場にあり、手続上学 長の意見は反映されている。 本学では、学校法人として大学の人事等 に係る重要な決定をする際には、必ず学長 の意見を聴くよう手続きが整備されている (「学校法人 の に係る規程」を参 考資料として別途添付)。
公表の有無	(記入例) 大学のホームページで公開 大学の規程集に記載

次ページの「若手任期付研究員支援プログラム」関係条文を参照してください。
 本様式は、応募資格を確認する際に用いるものです。空欄であっても、また、記入
 例とは異なる記載であっても、直ちに応募資格がないとみなすものではありません。

(参考)「若手任期付研究員支援プログラム」関係条文

大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)

(目的)

第一条 この法律は、大学等において多様な知識又は経験を有する教員等相互の学問的交流が不断に行われる状況を創出することが大学等における教育研究の活性化にとって重要であることにかんがみ、任期を定めることができる場合その他教員等の任期について必要な事項を定めることにより、大学等への多様な人材の受入れを図り、もって大学等における教育研究の進展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大学 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。
- 二 教員 大学の教授、助教授、講師及び助手をいう。
- 三 教員等 教員並びに国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第三章の三、第三章の五及び第三章の六に規定する機関(第六条において「大学共同利用機関等」という。)並びに独立行政法人大学入試センター(以下「大学入試センター」という。)の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。
- 四 任期 国家公務員としての教員等若しくは地方公務員としての教員の任用に際して、又は学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)と教員との労働契約において定められた期間であって、国家公務員である教員等にあつては当該教員等が就いていた職若しくは他の国家公務員の職(特別職に属する職及び非常勤の職を除く。)に、地方公務員である教員にあつては当該教員が就いていた職若しくは同一の地方公共団体の他の職(特別職に属する職及び非常勤の職を除く。)に引き続き任用される場合又は同一の学校法人との間で引き続き労働契約が締結される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

(国立又は公立の大学の教員の任期)

第三条 国立又は公立の大学の学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、当該大学の教員(常時勤務の者に限る。以下この条及び次条において同じ。)について、次条の規定による任期を定めた任用を行う必要があると認めるときは、教員の任期に関する規則を定めなければならない。

- 2 国立又は公立の大学は、前項の規定により学長が教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 第一項の教員の任期に関する規則に記載すべき事項及び前項の公表の方法については、文部科学省令で定める。

第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。

- 一 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。
- 二 助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき。
- 三 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。

- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて教員を任用する場合には、当該任用される者の同意を得なければならない。

(私立の大学の教員の任期)

第五条 学校法人は、当該学校法人の設置する大学の教員について、前条第一項各号のいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができる。

- 2 学校法人は、前項の規定により教員との労働契約において任期を定めようとするときは、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかなければならない。
- 3 学校法人は、前項の教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該大学の学長の意見を聴くものとする。
- 4 学校法人は、第二項の教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、これを公表するものとする。
- 5 第一項の規定により定められた任期は、教員が当該任期中(当該任期が始まる日から一年以内の期間を除く。)にその意思により退職することを妨げるものであってはならない。

(大学共同利用機関等の職員への準用)

第六条 第三条及び第四条の規定は、大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。この場合において、第三条第一項中「国立又は公立の大学の学長は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者は」と、同条第二項中「国立又は公立の大学」とあるのは「文部科学大臣」と、「学長」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者」と、第四条第一項中「教育公務員特例法第十条の規定に基づきその」とあるのは「その」と、「任期を」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任期を」と読み替えるものとする。

(大学入試センターの職員への準用)

第七条 第三条及び第四条の規定は、大学入試センターの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。この場合において、第三条第一項中「国立又は公立の大学の学長は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第四項に規定する評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会）の議に基づき」とあるのは「大学入試センターの理事長は」と、同条第二項中「国立又は公立の大学は、前項の規定により学長が」とあるのは「大学入試センターの理事長は、前項の規定により」と、第四条第一項中「教育公務員特例法第十条の規定に基づきその」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の適用除外)

第八条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定は、国家公務員である教員等には適用しない。

大学の教員等の任期に関する法律第三条第一項等の規定に基づく任期に関する規則に記載すべき事項及び同規則の公表の方法に関する省令（平成九年文部省令第三十三号）

大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）第三条第三項（同法第六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大学の教員等の任期に関する法律第三条第一項等の規定に基づく任期に関する規則に記載すべき事項及び同規則の公表の方法に関する省令を次のように定める。

(任期に関する規則に記載すべき事項)

第一条 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号。以下「法」という。）第三条第一項（法第六条及び第七条において準用する場合を含む。）の任期に関する規則（以下「任期に関する規則」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 法第四条第一項第一号に掲げる教育研究組織に該当する組織
- 二 法第四条第一項各号に掲げる職に該当する職
- 三 任期として定める期間
- 四 再任（法第四条第一項（法第六条及び第七条において準用する場合を含む。）の規定により任期を定めて任用された教員等が、当該任期が満了する場合において、それまで就いていた職に引き続き任用されることをいう。）の可否その他再任に関する事項
- 五 その他大学等において必要があると認めた事項

(任期に関する規則の公表の方法)

第二条 任期に関する規則の公表は、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）(抄)

(任期を定めた採用)

第三条 任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

- 一 (略)
- 二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条の六第一項第二号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合